

南アルプス市立図書館 Twitter 運用ガイドライン

1 Twitter とは

Twitter とは、140 文字以内の情報をインターネット上にツイート（つぶやき）することで一般公開され、その内容をパソコンやモバイル等の情報端末から自由に閲覧でき、また情報のやり取りが可能なツールである。

2 目的

Twitter の自由度や情報拡散性を利用し本市の図書館情報を発信する広報媒体として利用するために、その運用に関する具体的なルールをこのガイドラインで定める。

3 適用範囲

このガイドラインは、本市立図書館公式 Twitter を運用する全ての者に適用する。

4 アカウント

アカウントは本市立図書館公式のものを一つ設置し、その管理は中央図書館が行う。

5 投稿

(1) 投稿者は、中央図書館の他、市内各図書館の職員とする。

(2) 投稿内容は、原則として南アルプス市立図書館からのお知らせ、図書館主催・共催で行われるイベント等の情報、またはその関連情報とする。

(3) リツイート、ダイレクトメッセージ、リプライ（メンション）は原則として使用しないものとする。

(4) ハッシュタグを使用する際には、キーワード決定とタグ使用について館長の許可を得るものとする。

(5) 南アルプス市立図書館 Facebook の投稿を南アルプス市立図書館 Twitter へ自動投稿する場合がある。

6 フォロー

(1) フォローを受けた場合は、原則として拒否（ブロック）しないものとする。但し、本市立図書館 Twitter 運用に対しての明らかな妨害または妨害と判断できる場合、または悪質なスパムと判断できる場合はこの限りではない。

(2) 南アルプス市立図書館からは、原則フォローをしないものとする。但し、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体の運用するアカウントはこの限りではない。

7 乗っ取り・成りすましへの対応

アカウントの乗っ取りや成りすましを発見した場合は、速やかに **Twitter** サポートに連絡し対応を要請するとともに、市立図書館ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

8 遵守事項

このガイドラインのほか、南アルプス市ソーシャルメディアの運用に関する基本ガイドライン、**Twitter** サービス利用規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

9 停止または削除

Twitter の運用が困難と判断される場合には、市公式ホームページに明記したうえで速やかに **Twitter** を停止、またはアカウントを削除するものとする。

10 その他

(1) 投稿内容に関しては、中央図書館がその責を追うものとする。

(2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、館長は対象職員に対して一定期間 **Facebook** を運用することを禁止することができる。

(3) このガイドラインに定めがない事項については、中央図書館が適切な判断を行うものとする。